

社援施第 49 号

老計第 55 号

平成12年12月19日

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿

中核市

厚生省社会・援護局施設人材課長

厚生省老人保健福祉局計画課長

「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等
会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について

社会福祉法人が指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護及び指定通所介護等の介護保険事業を行う場合の会計処理に関する取扱いについては、社会福祉法人の事務負担の軽減を図るとともに、当面の決算を円滑に行うことが出来るようにする観点から、特例措置として次のように取り扱って差し支えないこととしたので、了知の上管内関係法人に周知願いたい。

なお、本通知に伴い、平成12年4月19日及び平成12年8月31日付の事務連絡は廃止する。

第1 用語の定義

- 1 「会計基準」とは、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に基づく「社会福祉法人会計基準」をいう。

- 2 「指導指針」とは、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局計画課長通知）に基づく「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」をいう。
- 3 「繰越金取扱通知」とは、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知）をいう。

第2 社会福祉法に基づき作成すべき書類及び現況報告について

- 1 指導指針の適用を受ける介護保険事業について、指導指針に基づいて作成された計算書類は、特例的に会計基準の運用の一形態とみなすこととし、社会福祉法第44条第2項の規定に基づき作成しなければならない書類及び同法施行規則第9条第3項に基づく現況報告に添付すべき書類については、指導指針に基づき作成した書類をもって代えることとして差し支えない。

なお、この場合、指導指針に規定する「収支計算書」を「資金収支計算書」に、「事業活動計算書」を「事業活動収支計算書」に読み替えるものとする。
- 2 したがって、指導指針に基づき会計処理を行った社会福祉法人にあっては、会計基準に基づく計算書類の作成を省略して差し支えない。
- 3 一方、会計基準に基づき会計処理を行っている社会福祉法人にあっては、指導指針に基づく計算書類の作成を省略して差し支えない。
- 4 すなわち、いずれの方式により会計処理をするかについては、各社会福祉法人が事業運営の実態等を勘案して選択することを認めることとするものである。なお、計算書類には、いずれの方式を採用したかを注記する必要があること。

第3 会計基準及び指導指針の弾力的運用について

- 1 会計基準に基づく仕訳をした場合と指導指針に基づく仕訳をした場合とでは、勘定科目の設定及び表示区分に相違点が生じる他に、当期繰越活動収支差額に差異が生じる場合がある。
- 2 いずれの方式によっても、社会福祉法人の事業運営の実態を勘案した運用を可能とするため、次のような弾力的取扱いを認めることとするが、必要に応じて計上額の算定根拠を計算書類に注記する必要があること。

(1) 会計単位について

ア 社会福祉法人全体の状況把握について

指導指針に基づく会計処理を行った場合は、いわゆる事業拠点（指導指針第2の1の「会計の区分」をいう。）ごとに計算書類が作成されることとなるが、複数の事業拠点を有する社会福祉法人又は介護保険事業の他に措置費支弁施設を運営している社会福祉法人であって、当該法人が自ら社会福祉事業全体の経営状況を評価分析するため、法人全体の資産、負債等の状況を把握しようとする場合は、適宜、必要に応じて工夫した総括表に類する書類を作成することをもって対応されたい。

イ 主たる事業と一体的に運営される事業の会計処理について

会計基準及び指導指針のいずれの場合であっても、指定居宅介護支援事業、指定訪問入浴介護事業等や生きがい活動支援通所事業、配食サービス、移送サービス、リハビリやデイケアを内容とする高齢者の健康を増進する事業のような、事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために一体的に実施される事業を社会福祉事業たる介護保険事業と併せて実施している場合は、事務負担軽減の観点から、定款の記載の有無にかかわらず、当該社会福祉事業と合わせて実施される事業を一体的に処理して差し支えない。

この場合であっても、介護保険事業を実施する事業活動体としては、それぞれの事業の収支分析を行う観点から、セグメント等によりその内容を明らかにしておく必要があること。

なお、市町村等からの委託事業であっても、委託者が上記内訳表示をもって容認する場合は、同様に取り扱って差し支えない。

(2) 事業別内訳等について

ア 指定短期入所生活介護事業の特例について

いわゆる空きベッド活用方式による指定短期入所生活介護事業については、介護保険法に基づく基準により配置すべき職員の数を算定するに当たって、当該事業の利用者を指定介護老人福祉施設の入所者とみなして取り扱うこととされているところである。

したがって、この形態による事業については、指定介護老人福祉施設に含めて会計処理して差し支えないこととする。この場合、会計基準における経理区分又

は指導指針におけるセグメント表示は不要とする。

イ 主として介護保険事業のみを実施する社会福祉法人の場合の本部経費について
指導指針に基づく会計処理を行う社会福祉法人であっては、このような事業形態にある法人の場合は、法人本部に係る経費についても指導指針第2の9の(2)の規定にかかわらず計上して差し支えない。

なお、本部に係る経費について区分を必要とする社会福祉法人にあっては、指導指針の別紙3の介護サービス事業別事業活動計算書に「本部」欄を追加して差し支えない。

(3) 資金の使途について

ア 平成12年度以降における介護報酬を主たる財源とする施設等の資金運用については、繰越金取扱通知の第2の(2)の規定により、原則として資金の使途制限を設けないとしつつも、一方、社会福祉法第26条の規定等の趣旨にかんがみ、指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできないとしているところである。

(ア) 特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業（介護保険法に定める指定居宅サービス事業及び指定居宅介護支援事業を除く。以下同じ。）及び収益事業に要する経費

(イ) 特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人外への資金の流出（貸付を含む。）に属する経費

(ウ) 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

イ (1)のイにより主たる事業と一体的に運営される事業の会計処理についての取扱いを示したことに伴い、それに該当するような事業形態にある社会福祉法人にあっては、アの(ア)にかかわらず介護保険事業の運営に支障を及ぼさない範囲において、介護報酬を主たる財源とする施設等の資金を当該事業に充てることは差し支えないこととする。

(4) 勘定科目について

ア 会計基準においては、中区分の科目について、適宜追加又は省略することができ、また必要に応じて細分することもできるとされている。

イ したがって、会計基準の各計算書の中区分のうち、例えば、介護保険収入については、指導指針の各計算書の勘定科目を活用できるように置き換えて、中区分

又は小区分の科目を設ける等適宜補正できるものであること。

なお、会計基準と指導指針の勘定科目との対比については、別紙 1 を参照されたい。

ウ 一方、指導指針においては、科目の変更に関する規定はないが、一切変更を認めないという趣旨ではないので、必要に応じて追加又は細分化の変更をして差し支えないが、科目を削除することは原則として認められない。

エ 会計基準において、授産施設等との資金異動も想定されることから、会計単位間の資金異動を処理するための「会計単位間繰入金支出」を大区分の勘定科目として設け、資金収支計算書の経常活動による収支の支出欄（資金収支予定内訳表及び資金収支決算内訳表も同様とする。）に、また、事業活動収支計算書の事業活動外収支の部の支出欄（事業活動収支内訳表も同様とする。）に新たに加えても差し支えない。

(5) 減価償却について

減価償却制度は、建物等の資産価値を適正に評価・表示するために導入したものであり、会計基準及び指導指針のいずれの場合であっても、各社会福祉法人において費用配分の合理性を考慮した上、減価償却資産の種類等を勘案し、その方法（定額法又は定率法）を選択して差し支えない。

ただし、無形固定資産（コンピュータソフト等）については定額法に限るものとする。

(6) 減価償却の残存価額について

会計基準及び指導指針のいずれの場合であっても、償却資産の残存価額の設定は原則 10% とするが、耐用年数到来時以後においても使用している有形固定資産については、各社会福祉法人において資産の種類、使用実態等を勘案し、備忘価額（1 円）までの減価償却を行うかどうかを選択して差し支えない。

なお、無形固定資産については残存価額は当初から 0 とする。

(7) 国庫補助金等特別積立金取崩額について

会計基準による処理方法及び指導指針による処理方法のいずれも妥当なものとして認めることとするので、いずれを選択しても差し支えないものとする。

なお、指導指針の方法による処理の結果を会計基準の計算書類の計上額とする場合又は会計基準の方法による処理の結果を指導指針の計算書類の計上額とする場合

は、計算書類にその旨を注記すること。

(8) 引当金について

指導指針においても、各社会福祉法人の運営施設の建物の実態を勘案し、会計基準と同様に「その他の引当金」に修繕引当金を計上しても差し支えない。

(9) 国庫補助金等特別積立金における借入金元金償還補助金及び移行時の基本金額の取扱いについて

会計基準による処理方法及び指導指針による処理方法のいずれも妥当なものとして認めることとするので、各社会福祉法人が処理のための基礎資料及び事務体制等の状況を勘案し、いずれを選択しても差し支えないものとする。

なお、指導指針の方法による処理の結果を会計基準の計算書類の計上額とする場合又は会計基準の方法による処理の結果を指導指針の計算書類の計上額とする場合は、計算書類にその旨を注記すること。

(10) 会計基準の適用範囲の例示について

社会福祉法人が実施する社会福祉事業に対する会計基準等の適用関係については、別紙 2 を参照されたい。

(11) 指導指針の適用範囲の例示について

介護保険事業に対する指導指針の適用関係については別紙 3 を参照されたい。

第 4 その他

本通知に係る疑義等については、都道府県等を通じて厚生省老人保健福祉局計画課に照会されたい。

なお、疑義回答については、必要に応じて全都道府県等に周知を図ることとしたい。

勘定科目対比表

1 「会計基準」の資金収支計算書と「指導指針」の収支計算書との対比

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】	(B欄の科目に対応するA欄の科目等)
経常活動による収支	収入 介護保険収入 介護保険収入 利用料収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 私的契約利用料収入 事業収入 事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入 雑収入 雑収入 借入金利息補助金収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入 経理区分間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 経常収入計(1)	介護福祉施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 基本食事サービス料収入 居宅介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 居宅介護支援介護料収入 利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 寄附金収入 雑収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入	法人の事業実態に応じて、「会計基準」の中区分の介護保険収入を「指導指針」の科目の中から選択して置き換え、必要な科目を中区分、小区分として設けることが望ましい。 注)「会計基準」の利用料収入は支援費方式の契約施設で使用されるもの。 注)「会計基準」の運営費収入は保育所等で使用するもの。
	支出 人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針		備 考	
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】		(B欄の科目に対応するA欄の科目等)	
事務費支出		経費支出			
福利厚生費		(一般管理支出)			
旅費交通費		福利厚生費			
研修費		旅費交通費			
消耗品費		研修費			
器具什器費		事務消耗品費			「指針」の事務消耗品費は、「会計基準」の事務費/消耗品費と事務費/器具什器費の合算額
印刷製本費					
水道光熱費		印刷製本費			
燃料費					
修繕費		修繕費			
通信運搬費		通信運搬費			
会議費		会議費			
広報費		広報費			
業務委託費		委託費			「会計基準」の業務委託費に次の小区分を設けると「指針」と対応可能 委託費 保守料(ボイラー、電器設備等の保守管理料)
手数料					
損害保険料		保険料			B = A
賃借料		賃借料			「会計基準」の事務費/賃借料及び事業費/賃借料の合算額
租税公課		租税公課			
		保守料			「会計基準」の業務委託費/保守料
費		渉外費			「会計基準」の中区分 費に「指針」の渉外費の科目を設けると対応可能
		諸会費			「会計基準」の中区分 費に「指針」の諸会費の科目を設けると対応可能
雑費		雑費			「会計基準」の事務費/雑費、事業費/雑費及び事務費/手数料の合算額
事業費支出		(直接介護支出)			
給食費		給食材料費			B = A
保健衛生費		保健衛生費			「会計基準」の保健衛生費に次の小区分を設けると「指針」と対応可能 保健衛生費 医薬品費
被服費		被服費			
教養娯楽費		教養娯楽費			
日用品費		日用品費			
保育材料費					
本人支給金		本人支給金			
水道光熱費		光熱水費			「会計基準」の事務費/水道光熱費と事業費/水道光熱費の合算額
燃料費		燃料費			「会計基準」の燃料費に次の小区分を設けると「指針」と対応可能 燃料費 車輛燃料費
消耗品費					「会計基準」の事務費/燃料費と事業費/燃料費/燃料費の合算額
					「会計基準」の消耗品費に次の小区分を設けると「指針」と対応可能 介護用品費 その他の消耗品費
器具什器費		消耗器具備品費			「会計基準」の事業費/消耗品費/その他

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】	(B欄の科目に対応するA欄の科目等)
	賃借料 教育指導費 就職支度費 医療費 葬祭費	葬祭費 医薬品費	「会計基準」の保健衛生費 / 医薬品費
	費 雑費 借入金利息支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 経理区分間繰入金支出	車輛費 介護用品費	「会計基準」の燃料費 / 車輛燃料費 なお、車輛検査費用は本科目で処理する。 「会計基準」の事業費 / 消耗品費 / 介護用品費
	経常支出計(2)	経常活動支出計	
	経常活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	経常活動資金収支差額 (-)	
施設整備等による収支	収入	設備資金借入金収入	「会計基準」の財務活動による収支 / 借入金収入 / 設備資金借入金収入
	施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入	注) 借入金元本に限る。
	固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車輛運搬具売却収入 売却収入	固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車輛運搬具売却収入 売却収入	
	施設整備等収入計(4)	施設整備等収入計	
支出	固定資産取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 取得支出	固定資産取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 土地取得支出 器具及び備品取得支出 取得支出	
	元入金支出 公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出		
	施設整備等支出計(5)	施設整備等支出計	
	施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	施設整備等資金収支差額 (-)	
財務活動による収支	借入金収入 設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 借入金元金償還補助金収入	長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入	B = A 「会計基準」の施設整備等による収支 / 施設整備等寄附金収入 / 施設整備等借入金償還寄附金収入

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】	(B欄の科目に対応するA欄の科目等)
	<u>積立預金取崩収入</u> 積立預金取崩収入 その他の収入 長期貸付金回収収入 収入 財務収入計(7)	<u>長期運営資金元金償還寄附金収入</u> 積立預金取崩収入 <u>移行時特別積立預金取崩収入</u> 積立預金取崩収入 <u>他会計区分繰入金収入</u> <u>会計区分外繰入金収入</u> <u>その他の収入</u> 財務活動等収入	「会計基準」のその他の収入の中区分の収入に「指針」の長期運営資金元金償還寄附金収入の科目を設けると対応可能 「会計基準」の中区分の積立預金取崩収入に「指針」の移行時特別積立預金取崩収入の科目を設けると対応可能 「会計基準」の経常活動による収支/経理区分間繰入金収入のうち、他の介護保険関係事業の経理区分からの繰入金に相当する。 「会計基準」の経常活動による収支/経理区分間繰入金収入のうち、本部経理区分からの繰入金収入に相当する 「会計基準」のその他の収入のうち、長期運営資金元金償還寄附金収入の金額を差し引いた金額
支出	借入金元金償還金支出 設備資金借入金償還金支出 長期運営資金借入金償還金支出 投資有価証券取得支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 積立預金積立支出 その他の支出 長期貸付金支出 支出 流動資産評価減等による資金減少額等 徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 評価損 財務支出計(8)	<u>設備資金借入金元金償還金支出</u> <u>長期運営資金借入金元金償還金支出</u> 投資有価証券取得支出 <u>積立預金支出</u> <u>他会計区分繰入金支出</u> <u>会計区分外繰入金支出</u> <u>その他の支出</u> 財務活動等支出計	B = A B = A B = A 「会計基準」の経常活動による収支/経理区分間繰入金支出のうち、介護保険関係の社会福祉事業の経理区分への繰入金支出に相当する。 「会計基準」の経常活動による収支/経理区分間繰入金支出のうち、本部経理区分及び介護保険以外の社会福祉事業の経理区分への繰入金支出に相当する。 「会計基準」のその他の支出と流動資産評価減等による資金減少額等を合算した金額
	財務活動資金収支差額(9) = (7) - (8)	財務活動等資金収支差額 (-)	
	予備費(10)	予備費	
	当期資金収支差額合計(11) = (3) + (6) + (9) - (10)	当期資金収支差額合計 (+ + -)	
	前期末支払資金残高(12)	前期末支払資金残高	
	当期末支払資金残高(11) + (12)	当期末支払資金残高 (+)	

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】	(B欄の科目に対応するA欄の科目等)
	事務費支出	経費 (一般管理支出) 福利厚生費 旅費交通費 研修費 <u>事務消耗品費</u> 印刷製本費	「会計基準」の事務費 / 消耗品費と事務費 / 器具什器費の合算額
	水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 <u>業務委託費</u> 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 ____費 雑費 事業費支出 給食費 <u>保健衛生費</u> 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 <u>燃料費</u> <u>消耗品費</u> 器具什器費	修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 <u>委託費</u> <u>保険料</u> <u>賃借料</u> 租税公課 <u>保守料</u> <u>渉外費</u> <u>諸会費</u> <u>雑費</u> (直接介護費) <u>給食材料費</u> <u>保健衛生費</u> 被服費 教養娯楽費 日用品費 本人支給金 <u>光熱水費</u> <u>燃料費</u> <u>消耗器具備品費</u>	「会計基準」の業務委託費に次の小区分 を設けると「指針」と対応可能 <u>委託費</u> <u>保守料</u> (ボイラー、電器設備等の保守 管理料) B = A 「会計基準」の事務費 / 賃借料と事業費 / 賃借料の合算額 「会計基準」の業務委託費 / 保守料 「会計基準」の中区分 費に「指針」の 渉外費の科目を設けると対応可能 「会計基準」の中区分 費に「指針」の 諸会費の科目を設けると対応可能 「会計基準」の事務費 / 雑費、事業費 / 雑 費及び事務費 / 手数料の合算額 B = A 「会計基準」の保健衛生費に次の小区分 を設けると対応可能。 <u>保健衛生費</u> <u>医薬品費</u> 「会計基準」の事務費 / 水道光熱費と事業 費 / 水道光熱費の合算額 「会計基準」の燃料費に次の小区分を設 けると対応可能 <u>燃料費</u> <u>車輛燃料費</u> 「会計基準」の事務費 / 燃料費と事業費 / 燃料費 / 燃料費の合算額 「会計基準」の消耗品費に次の小区分を設 けると対応可能。 <u>介護用品費</u> <u>その他の消耗品費</u> 「会計基準」の事業費 / 消耗品費 / その他 の消耗品費と事業費 / 器具什器費の合算額

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】	(B欄の科目に対応するA欄の科目等)
			を設定し、金額を表示する。 「会計基準」においても同様とする。
	事業活動外支出計(5)	事業活動外支出計	
	事業活動外収支差額(6) = (4) - (5)	事業活動外収支差額 (-)	
経常収支差額(7) = (3) + (6)		経常収支差額 (+)	
特別 収 支 の 部	施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入 固定資産売却益(売却収入) 器具及び備品売却益(売却収入) 車輦運搬具売却益(売却収入) 売却益(売却収入) 国庫補助金等特別積立金取崩額	施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 <u>設備資金借入金元金償還補助金収入</u> 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 <u>設備資金借入金元金償還寄附金収入</u> <u>固定資産受贈額</u> <u>固定資産売却益</u> 器具及び備品売却益 車輦運搬具売却益 売却益 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> <u>他会計区分繰入金収入</u> <u>会計区分外繰入金収入</u> <u>その他の特別収入</u>	「会計基準」の事業活動収支の部 / 借入金元金償還補助金収入 B = A 注) 借入金利息は含まないことに留意する B - A 注) 売却収入ではないことに留意する。 「指針」の国庫補助金等特別積立金取崩額に次の中区分を設けると、補助金の種類が明確に分別できるとともに、「会計基準」と対応可能 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> (整備時分) <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> (償還補助分) 「会計基準」の事業活動外収支の部 / 経理区分間繰入金収入のうち、他の介護保険関係の社会福祉事業の経理区分からの繰入金収入の金額に相当する。 「会計基準」の事業活動外収支の部 / 経理区分間繰入金収入のうち、本部経理区分からの繰入金収入の金額に相当する。 とくに計上すべき収入がある場合には、収入の内容を示す名称を付した中区分の科目を設定し、金額を表示する。 「会計基準」においても同様とする。
		特別収入計(8)	特別収入計
支 出	基本金組入額 1号基本金組入額 2号基本金組入額 3号基本金組入額 固定資産売却損・処分損 (売却原価) 器具及び備品売却損・処分損 (売却原価) 車輦運搬具売却損・処分損 (売却原価) 売却損・処分損(売却原価) 国庫補助金等特別積立金積立額	基本金組入額 <u>固定資産除売却損</u> 器具及び備品売却損・処分損 車輦運搬具売却損・処分損 <u>国庫補助金等特別積立金繰入額</u>	B = A 注) 売却原価ではないことに留意する。 「指針」の国庫補助金等特別積立金繰入額に次の中区分を設けると、補助金の種類が明確に分別できるとともに、「会計基準」と対応可能 <u>国庫補助金等特別積立金繰入額</u>

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】	(B欄の科目に対応するA欄の科目等)
		<u>他会計区分繰入金支出</u>	(整備時分) <u>国庫補助金等特別積立金繰入額</u> (償還補助分) 「会計基準」の事業活動外収支の部 / 経理区分間繰入金支出のうち、介護保険関係の社会福祉事業の経理区分への繰入金支出の金額に相当する。
		<u>会計区分外繰入金支出</u>	「会計基準」の事業活動外収支の部 / 経理区分間繰入金支出のうち、本部経理区分および介護保険関係事業以外の社会福祉事業の経理区分への繰入金支出の金額に相当する。
		<u>その他の特別損失</u>	とくに計上すべき支出がある場合には、支出の内容を示す名称を付した中区分の科目を設定し、金額を表示する。 「会計基準」においても同様とする。
	特別支出計(9)	特別支出計	
	特別収支差額(10) = (8) - (9)	特別収支差額 (-)	
	当期活動収支差額(11) = (7) + (10)	当期活動収支差額 (+)	
繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額(12)	前期繰越活動収支差額	
	当期末繰越活動収支差額(13) = (11) + (12)		
	基本金取崩額(14) 基本金組入額(15) 4号基本金組入額	基本金取崩額 基本金組入額	
	その他の積立金取崩額(16) 積立金取崩額	その他の積立金取崩額	
	その他の積立金積立額(17) 積立金積立額	<u>その他の積立金繰入額</u>	B = A
次期繰越活動収支差額(18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)	次期繰越活動収支差額 (+ + - + -)		

3 「会計基準」の貸借対照表と「指導指針」の貸借対照表の対比

注) 社会福祉法人の事業運営形態によっては、「会計規準」においては、貸借対照表は法人全体で一表とすることを原則とするため、「指導指針」により作成する貸借対照表とは金額が異なる場合があることに留意する。

社会福祉法人会計基準	会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】	勘定科目 【B】	(B欄の科目に対応するA欄の科目等)
資産の部	資産の部	
流動資産	流動資産	
現金預金 有価証券 <u>未収金</u> 貯蔵品 立替金 前払金 短期貸付金 仮払金 その他の流動資産	現金預金 有価証券 <u>未収金</u> <u>未収補助金</u> 貯蔵品 立替金 前払金 <u>他会計区分貸付金</u> <u>会計区分外貸付金</u> 仮払金 その他の流動資産	「会計基準」の未収金に次の小区分を設けると対応可能 <u>未収金</u> <u>未収補助金</u> 「会計基準」の貸付金(短期、長期)のうち、他の介護保険関係の社会福祉事業等への貸付金の金額に相当する。 「会計基準」の貸付金(短期、長期)のうち、本部経理区分および介護保険関係事業以外の社会福祉事業の経理区分等への貸付金の金額に相当する。
固定資産	固定資産	
基本財産	基本財産	
建物 土地 基本財産特定預金	建物 土地 基本財産特定預金	
その他の固定資産	その他の固定資産	
建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 土地 建物仮勘定 権利 投資有価証券 長期貸付金 公益事業会計元入金 (注1) 収益事業会計元入金 (注2) 措置施設繰越特定預金 <u>積立預金</u> その他の固定資産	建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 土地 建物仮勘定 権利 投資有価証券 <u>移行時特別積立預金</u> <u>移行時減価償却特別積立預金</u> 積立預金 その他の固定資産	「会計基準」に「指針」の移行時特別積立預金の科目を設けると対応可能 「会計基準」に「指針」の移行時減価償却特別積立預金の科目を設けると対応可能
資産の部合計	資産の部合計	
負債の部	負債の部	

流動負債	流動負債	
短期運営資金借入金 <u>未払金</u>	短期運営資金借入金 未払金 <u>施設整備等未払金</u>	「会計基準」の未払金に次の小区分を設けると対応可能 <u>未払金</u> <u>施設整備等未払金</u>
預り金 前受金	預り金 前受金 <u>他会計区分借入金</u>	「会計基準」の借入金（短期、長期）のうち、他の介護保険関係の社会福祉事業等からの借入金の金額に相当する。
仮受金 引当金 その他の流動負債	<u>会計区分外借入金</u> 仮受金 引当金 その他の流動負債	「会計基準」の借入金（短期、長期）のうち、本部経理区分および介護保険関係事業以外の社会福祉事業の経理区分等からの借入金の金額に相当する。
固定負債	固定負債	
設備資金借入金 長期運営資金借入金	設備資金借入金 長期運営資金借入金 <u>長期預り金</u>	「会計基準」に「指針」の長期預り金の科目を設けると対応可能
退職給与引当金 引当金	退職給与引当金 引当金 その他の固定負債	
負債の部合計	負債の部合計	
純資産の部	純資産の部	
基本金	基本金	
基本金	基本金	
国庫補助金等特別積立金	<u>国庫補助金等特別積立金</u>	「指針」の国庫補助金等特別積立金に次の中区分を設けると、補助金の種類を明確に分別できるとともに、「会計基準」と対応可能 <u>国庫補助金等特別積立金（整備時分）</u> <u>国庫補助金等特別積立金（償還補助分）</u>
その他の積立金	その他の積立金	
積立金	<u>移行時特別積立金</u> 積立金	「会計基準」に「指針」の移行時特別積立金の科目を設けると対応可能
次期繰越活動収支差額	次期繰越活動収支差額	
次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)	<u>次期繰越活動収支差額</u> (うち当期活動収支差額)	「指針」の次期繰越活動収支差額に次の中区分を設けると、補助金の種類を明確に分別できるとともに、「会計基準」と対応可能 <u>次期繰越活動収支差額（整備時分）</u> <u>次期繰越活動収支差額（償還補助分）</u>
純資産の部合計	純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

<p>脚注</p> <p>1. 減価償却費の累計額 **円</p> <p>2. 徴収不能引当金の額 **円</p>	<p>脚注</p> <p>1. 減価償却費の累計額 **円</p> <p>2. 徴収不能引当金の額 **円</p> <p>3. 移行時特別積立預金 **円</p> <p><u>の積立不足額</u></p>	<p>本来積み立てるべき移行時特別積立預金の不足額を表示する。</p>
---	---	-------------------------------------

(注1、2) 本部経理区分にのみ発生するため、「指針」と連動しない。

別紙 2

会計基準の適用範囲

社会福祉法人が実施する社会福祉事業のうち、病院会計準則及び介護老人保健施設 会計・経理準則の適用を受ける施設以外の事業については、原則として会計基準が適用されることとなる。(平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号 4 部局長通知「社会福祉法人会計基準の制定について」4(1)適用の範囲により、措置費(運営費)支弁対象施設のみを運営している法人については、当分の間、従来の経理規程準則によることができる等経過措置が規定されている。)

会計基準適用の例示

	適用	備考
<p><u>介護保険事業を実施する社会福祉法人</u> 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 指定訪問介護(ホームヘルプサービス) 指定通所介護(デイサービス) 指定短期入所生活介護(ショートステイ) 等</p>		<p>ただし、当面の特例措置として指導指針を会計基準の運用の一形態とみなし、指導指針に基づく会計処理を行った場合は、その計算書類を会計基準の計算書類に代えることができる。</p>
<p>介護老人保健施設を経営する社会福祉法人 介護老人保健施設を経営する医療法人</p>	×	<p>介護老人保健施設会計・経理準則(平成 12 年 3 月 31 日老発第 378 号厚生省老人保健福祉局長通知)又は病院会計準則(昭和 58 年 8 月 22 日医発第 824 号厚生省医務局長通知)</p>
<p>無料定額診療施設を経営する社会福祉法人 療養型病床群を経営する医療法人</p>	×	<p>病院会計準則</p>
<p><u>措置施設のみを経営する社会福祉法人</u> 養護老人ホーム 身体障害者療護施設 知的障害者更生施設 児童養護施設 等</p>		<p>社会福祉法人会計基準(平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号 4 部局長通知)と社会福祉法人経理規程準則(昭和 51 年 1 月 31 日社施第 25 号厚生省社会局長、児童家庭局長通知)の選択</p>
<p>保育所のみを経営する社会福祉法人 「保育所運営費の経理等について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号)の 1 の(4)を適用する法人 上記以外の法人</p>		<p>社会福祉法人会計基準と社会福祉法人経理規程準則の選択</p>
<p>在宅介護支援センター、老人福祉センター等のみを経営する社会福祉法人</p>		<p>社会福祉法人会計基準と従来の会計処理方法との選択</p>

身体障害者デイサービス、身体障害者ホームヘルプサービス、身体障害者ショートステイのみを経営する社会福祉法人		社会福祉法人会計基準と従来の会計処理方法との選択
重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、助産施設に係る会計	×	当分の間、病院会計準則
授産施設に係る会計	×	別途通知予定の会計処理基準による

適用の欄は、会計基準について、 は平成 12 年度より適用、 は当分の間選択可、 × は当分の間適用しない

介護保険事業に対する指導指針の適用範囲

1 社会福祉法人が行う介護保険事業等に係る指導指針の適用について例示すると 次のとおりである。

(1) 社会福祉事業である介護保険事業を実施している場合

社会福祉事業	
介護保険事業	
1 指定介護老人福祉施設	1 ~ 7のいずれかの事業に併せて実施する以下の事業
2 軽費老人ホームのうち指定特定施設入所者生活介護事業を実施するもの	ア 指定訪問入浴介護 イ 指定特定施設入所者生活介護(継続)
3 老人介護支援センターのうち指定居宅介護支援事業を実施するもの	ウ 福祉用具貸与 エ 基準該当居宅サービス(左記4 ~ 7に限る。(以下同じ。))
4 指定訪問介護	オ 左記3以外で行う指定居宅介護支援事業
5 指定通所介護	カ 市町村特別給付事業
6 指定短期入所生活介護	キ 左記1 ~ 7で行う介護保険関連事業
7 指定痴呆対応型共同生活介護	

1 ~ 7及びア ~ キについて指針の適用

(注1) 会計基準に基づき会計処理を行っている社会福祉法人については、その計算書類を指導指針に基づく計算書類とみなすので、指導指針によるものの作成は省略して差し支えない。

(注2) ケアハウスは指定特定施設入所者生活介護事業の実施の有無に係わらず指針の適用対象とされている。

(注3) 指針による会計の区分は、上記1から7を実施する施設、事業所及びケアハウスについては、それぞれ独立した区分とする。

- ・ 上記1において、上記4から6及びエからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。
- ・ 上記2及び3において、上記エからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。
- ・ ケアハウスにおいて、上記4から6、イ及びエからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。
- ・ 上記4から7を実施する施設等において、その他に上記4から7及び上記エからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。

(注4) 1 ~ 7のいずれかの事業に併せて指定訪問看護事業を実施している場合は、指針に準ずることができる。

(2) 社会福祉事業である介護保険事業を実施していない場合

社会福祉事業 (非介護保険事業)	介護保険事業 (非社会福祉事業)
(例) 身体障害者療護施設	ア 指定訪問入浴介護 イ 指定特定施設入所者生活介護(継続) ウ 福祉用具貸与 エ 基準該当居宅サービス オ 市町村特別給付事業 カ 指定居宅介護支援事業

ア～カについては、指針に準ずることができる。

- (注 1) 会計基準に準じて会計処理を行っている社会福祉法人については、その計算書類を指導指針に基づく計算書類とみなすので、指導指針によるものの作成は省略して差し支えない。
- (注 2) 指針による会計の区分は、上記アからカについては、それぞれ独立した区分とする。ただし、複数の事業を実施する場合は1つの会計区分として処理し、それぞれの事業についてセグメントで表示することができる。

2 医療法人等が介護老人保健施設又は介護療養型医療施設等の運営に併せ、他の介護保険事業等を実施する場合を例示すると、次の通りである。

なお、社会福祉法人以外の法人が指定居宅介護サービス等を実施する場合の指針の適用についても同様である。

(1) 社会福祉事業である介護保険事業等を実施している場合

	介護保険事業 (社会福祉事業)	介護保険事業 (非社会福祉事業)
指定介護老人保健施設	1 指定訪問介護	ア 指定訪問入浴介護
	2 指定通所介護	イ 指定特定施設入所者生活介護
指定介護療養型医療施設	3 指定短期入所生活介護	ウ 福祉用具貸与
	4 指定痴呆対応型共同生活介護	エ 基準該当居宅サービス
その他の事業	5 老人介護支援センターのうち指定 居宅介護支援事業を実施するもの	オ 左記 5 以外で行う指定 居宅介護支援事業
	6 ケアハウス	カ 市町村特別給付事業 キ 左記 1～6 で行う介護 保険関連事業

1～6及びア～キについて指針の適用

(注1) この様な事例については指針の適用を受けるが、会計に関する諸記録の整備については、収支計算書又は事業活動計算書(損益計算書及び正味財産増減計算書(フロー式)等を含む)のいずれかを省略することができ、かつ、貸借対照表を省略することができる。

なお、指針に定める取扱いによりがたい場合には、一般に公正妥当と認められる会計の基準によることができる。

(注2) 指針による会計の区分は、上記 1 から 6 を実施する施設等については、それぞれ独立した区分とする。

- ・ 上記 1 から 4 を実施する施設等において、その他に上記 1 から 4 及び上記ウからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。ただし、上記 1 から 2 を実施する施設等においては、これに加えて上記アについてもセグメントで表示することができる。
- ・ 上記 5 において、上記ウからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。
- ・ 上記 6 において、上記 1 から 3 及びイからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。

(2) 社会福祉事業である介護保険事業を実施していない場合

指定介護老人保健施設	介護保険事業 (非社会福祉事業)
指定介護療養型医療施設	ア 指定訪問入浴介護
その他の事業	イ 指定特定施設入所者生活介護
	ウ 福祉用具貸与
	エ 基準該当居宅サービス
	オ 市町村特別給付事業
	カ 指定居宅介護支援事業

ア～カについては、指針に準ずることができる。

(注) 指針による会計の区分は、上記アからカについては、それぞれ独立した区分とする。ただし、複数の事業を実施する場合は1つの会計区分として処理し、それぞれの事業についてセグメントで表示することができる。